

## 人権を守る裁判所

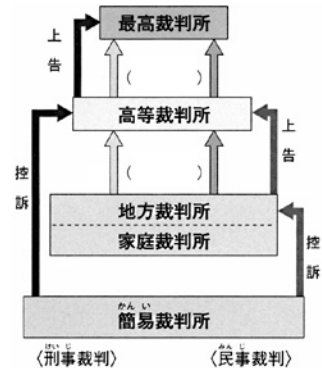
### ワーク1

裁判の意義について考えよう。

《再審無罪判決の事件の一覧表》

	被告人 (逮捕時の年齢)	事件発生	逮捕	起訴容疑	1審 死刑判決	控訴審 死刑判決	上告審 死刑判決	再審 無罪判決
免田 事件	免田栄 (23歳)	1948 12.29	1949 1.13	強盗殺人	1950 3.23	1951 3.19	1951 12.25	1983 7.15
財田川 事件	谷口繁義 (19歳)	1950 2.28	1950 4.1	強盗殺人	1952 1.25	1956 6.8	1957 1.22	1984 3.12
島田 事件	赤堀政夫 (25歳)	1954 3.10	1954 5.24	殺人	1958 5.23	1960 2.17	1960 12.15	1989 1.31
松山 事件	斎藤幸夫 (24歳)	1955 10.18	1955 12.2	強盗殺人 及び放火	1957 10.29	1959 5.26	1960 11.1	1984 7.11

- 右の図中 ( ) にははてまる語句を記入しよう。
- 刑事事件について、裁判の流れを右の図中に赤ペンでなぞってみよう。
- 逮捕から再審での無罪判決までの年月を計算してみよう。(15日以上は切り上げ、未満は切り捨て)
  - 免田事件 約 年 月 日
  - 財田川事件 約 年 月 日
  - 島田事件 約 年 月 日
  - 松山事件 約 年 月 日
- 刑事補償請求による補償額を計算してみよう。
  - 免田事件 1日の補償額 7,200円  
補償金額総額 円
  - 島田事件 1日の補償額 9,400円  
補償金額総額 円



裁判所の種類	場 所
最高裁判所	東京(1か所)
高等裁判所	全国に8か所
地方裁判所 家庭裁判所	全国に50か所(地方裁判所と家庭裁判所は同じ場所にある)
簡易裁判所	全国に438か所

- 裁判を受ける権利や刑事補償請求権を保障した日本国憲法の条文を書き出してみよう。

第32条 [ ]

第40条 [ ]

- 日本の裁判が三審制や判決が確定した後も再審請求のしくみをとっている理由を考えよう。

[ ]

## ワーク 2

違憲立法審査権について考えよう。

判 例・・・1973年、最高裁判所は刑法第200条に対して違憲判決を出した。  
刑法第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。  
刑法第200条 自己又は配偶者の直系尊属を殺した者は、死刑又は無期懲役に処する。

1. 日本国憲法第14条第1項（法の下での平等）を書き出してみよう。

[

2. 刑法第200条が違憲とされたことをあなたはどのように考えますか。自分の考えをまとめてみよう。

[

## ワーク 3

裁判員制度について考えよう。

裁判員制度とは・・・

国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人、傷害致死などの重大事件の地方裁判所における刑事裁判で裁判官と一緒に裁判をするという制度です。裁判員は裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪かを決め、被告人が有罪であると判断した場合には刑の種類と重さを決めます。裁判員に選ばれたら、基本的に拒否することはできません。この裁判員制度は、平成21年5月までにスタートします。

1. あなたは将来、裁判員をやってみたいですか。           はい           いいえ  
その理由は

[

2. 裁判員制度の導入には、どのようなメリットがあるか考えよう。

[

3. あなたが将来、裁判員に選ばれた場合、どんなことを不安に思うか予想してみよう。

[